

出席停止について

学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。出席停止期間は欠席になりません。療養機関が終了し、登校する際は主治医に下記を記入していただき、学校へ提出をしてください。

学校で予防すべき感染症の種類		出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MARS）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ ^(注) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 新型コロナウイルス感染症 ^(注) 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱後3日を経過するまで 耳下腺等の腫脹が発現後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状の消退後2日を経過するまで 発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで 医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで

(注) インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症については、保護者が記入した療養報告書を提出してください。医師による治癒証明書は必要ありません。

治癒証明書

群馬県立高崎商業高等学校長 様

年 組 番 氏名

上記の者は、学校感染症の（ ）が治癒しましたので

月 日より登校してよいことを証明します。

出席期間（ 月 日 ～ 月 日）

年 月 日

医療機関名

氏名

印